

「田植裁判」第6回公判(1月10日)

被告、新たな資料を提出できず 書面による審理を終了、和解協議へ

1月10日、6回目の公判が大阪地裁609号法廷で開かれた。

今回の公判には高知から原告の田植さんをはじめ、支える会会長の坂本さん、池内さんが傍聴に駆けつける予定であったが、坂本さんが風邪をひきりタイア。池内さんに所用ができたこともあり、結局は田植さん一人での来阪となった。それでも原告の傍聴には10名が参加。審理を見守ることとなった。

前回の公判で「次回は合理的な資料を提出する」と豪語した被告フィールドテクノ社であったが、12月20日提出の約束を守らず、期限を大幅に過ぎた1月7日に被告準備書面（5）が提出されるに至った。だが、時間をかけた割には何ら目新しい資料は無く、肩透かしを食ってしまった。

これには裁判長も呆れたのだろうか「双方、もうありませんね」と書面での審理を終了する旨、宣言した。被告へは再三にわたり、評価の具体的な資料の提出を求めてきた裁判長だが、ここへ来て被告を見限った感である。

また、裁判長は証人調べの前に和解を提案。原告も裁判長からの進言であり、申し出を受けることとした。形勢不利な被告フィールドテクノ社にとっては“渡りに船”と言ったところか。

1月27日に1回目の和解協議が持たれ、双方が和解へ向けての妥協案を持ち寄ることになった。

ただ、原告としてはすんなり和解に応じることはしない方針だ。田植さん本人、「田植裁判」を支える会、西N関労、森弁護士との協議を重ねた上で慎重に対応して行くことになる。

また、支える会としても被告の提案内容等、和解協議の模様を当紙面やホームページで公表して行きたいと考えている。

よって、被告が和解協議の内容を公表しないことを条件に付ければ、その時点で和解不成立となること



今回は寒風を避け、移転先の森博行法律事務所改め「のぞみ共同法律事務所」での作戦会議？

は言うまでもない。

和解不成立の場合は証人として原告は田植さん、被告はT課長が証人尋問を受けることになる。

価値創造が！評価になった訳

被告準備書面（5）で明らかに・・・

被告準備書面（5）が最終準備書面となった。ここでは被告準備書面（5）の矛盾を指摘したい。

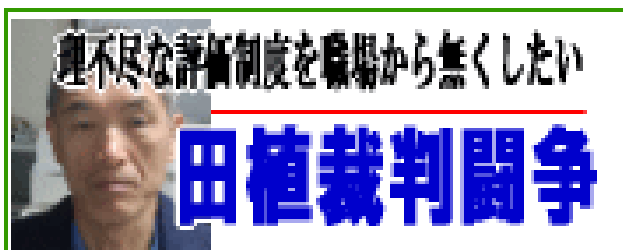
被告は当初、準備書面（3）の中で「被告会社が原告に期待する『創意工夫』とは、例えばナレッジを『マニュアル』や『データベース』等のかたちで作成し、誰もが容易に理解できる説明や容易に取り扱えるファイル（ツール）にしたり便利な機能を付加したりする等、独創的な工夫が挙げられる」と、田植さん

があたかも「マニュアル」や「データベース」の作成を怠っていたと指摘していた。

これに対し、原告は原告第3準備書面で「マニュアル」「データベース」共に作成されていることを明らかにしたのだが・・・

被告準備書面（5）では意外な反論が返ってきた。少し長いが全文を引用すると「原告は、マニュアル及びデータベースについて、いずれも作成済みであると主張する。しかし、本件評価当時、T課長は、原告が作成済みと主張するマニュアルやデータベースの存在について当該評価期間中に原告から報告を受けていないことから、その内容如何にかかわらずそもそも評価の対象となるはずがな

田植裁判がホームページに



ホームページでは原告準備書面、被告準備書面の原書をPDFで開示。他にも今までの「田植さんを支える会NEWS」や「支える会」入会方法等を掲載している。

「NTT労働者」「N関労」で検索！！

い」と言うもの。

ここでT上長が田植さんの仕事を知らなかったことが、明らかになった。また、上長が知り得なければ評価の対象にならないことも。何のことは無い、被告はT上長がマニュアルやデータベースが存在することを知らなかったため、田植さんの価値創造の側面をI評価にした、と自ら証明したと言える。

田植さんにとっては望外な被告の論旨ではあるが、職場の皆さんはどう思われるであろうか。T上長は田植さんとの面談で「着任したばかりで仕事内容がよくわからない」と言っている。これは部下全員の仕事内容を把握していなかったことを意味する。「評価制度」は賃下げを納得させるための飾り物なのだ。

さて、もう一つ被告の無知蒙昧ぶりを報告しなければならない。被告準備書面（5）では田植さんの作業効率が悪いことを指摘し、平成23年5月26日～30日、6月27日～28日にかけての作業時間を作業内容から1件20分と1件30分で行えると主張。4日は2日で、2日は1日で工事ができたはずだとも主張する。だが、被告の言う作業時間とは平均作業時間を当てはめたもの。実際に行われた工事について平均作業時間で推し量ったものが証拠になるのだろうか。また、ここでは肝心の現地までの移動時間は全く考慮されていない。

だが、最も的外れなのは被告が質的側面の評価を作業効率で説明しているところだ。効率は量的側面の定義である。被告は、量的側面と質的側面の区別さえできないのだろうか。被告の無知蒙昧、恐るべし。